

2025 年日本国際博覧会 OOH 等による入場チケット広報・プロモーション業務 (2025 年度) にかかる企画提案公募要領

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下、「協会」といいます。)では、2025 年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」といいます。)の入場チケット販売の目標達成を目指し、OOH 等による入場チケット広報・プロモーション業務(2025 年度)にかかる企画提案を募集します。

1 業務名

2025 年日本国際博覧会 OOH 等による入場チケット広報・プロモーション業務(2025 年度)

(1) 業務の趣旨・目的

協会は、大阪・関西万博の運営において、入場チケット 2,300 万枚の販売、入場者数延べ 2,820 万人の達成を目指しています。

この目標の実現のためには、万博の魅力的なコンテンツをメッセージ性をもって一貫して発信しお客様のチケット購入意欲を高めていく必要があります。

本業務は、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、①協会が制作する汎用的なキービジュアルや映像を用いた OOH 等での広告展開②入場チケットの販売促進につながるノベルティ製作を、公益財団法人JKAの補助事業として 2025 年度末まで実施するものです。

(2) 対象となる業務

別添「仕様書」のとおり。

※ただし、「仕様書」は協会に秘密保持誓約書兼仕様書提供申込書(様式 1)を提出した者に開示します。

(3) 委託上限額

第一期 1,000 千円(消費税及び地方消費税を含む)

第二期 225,000 千円(消費税及び地方消費税を含む)

2 スケジュール

2024 年 12 月 10 日(火)	公募開始
2024 年 12 月 17 日(火)	秘密保持誓約書兼仕様書提供申込書受付締切
2024 年 12 月 19 日(木)	質問受付締切
2024 年 12 月 20 日(金)	質問書回答
2024 年 12 月 26 日(木)	提案書類提出締切
2025 年 1 月上旬	選定委員会 審査結果の公表
2025 年 1 月上中旬	契約締結

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業・団体又は複数の企業・団体による共同企業体(以下「共同企業体」

といひます。)であること。

なお、共同企業体で参加する企業・団体にあっては、構成員全員が該当すること。(※(1)は共同企業体として有していれば条件をみたすものとします。)なお、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできません。

(1)過去直近 3 年間に於いて、国、地方公共団体のいずれかと、広告宣伝等の業務を履行した実績があること。

(2)次のアからウまでのいずれにも該当しない企業・団体であること。

- ① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない企業・団体
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない企業・団体
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる企業・団体

(3)主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(4)消費税及び地方消費税を完納していること。

(5)経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている企業・団体でないこと。

(6)大阪府、大阪市から入札参加停止措置が講じられている企業・団体でないこと。

(7)前2項に掲げる企業・団体に類するものとして代表理事が認めた企業・団体でないこと。

(8)応募前に協会に秘密保持誓約書兼仕様書提供申込書(様式1)を提出していること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者は最初に秘密保持誓約書兼仕様書提供申込書(様式1)を提出してください。書類を提出した者に限り、仕様書を開示します。詳しい応募手続等は、以下のとおりです。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

① 配布期間

2024 年 12 月 9 日(月)から 2024 年 12 月 26 日(木)まで

② 配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布(郵送による配布は行いません)。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

③ 受付期間

2024 年 12 月 10 日(火)から 2024 年 12 月 26 日(木)午後1時まで

④ 提出先

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 広報・プロモーション局 入場券部 入場券企画課
(担当:富依、増永)

住 所:大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 47 階

電話番号:06-6625-8726

⑤ 提出方法

応募書類(紙、電子媒体に収納した PDF ファイル)は郵送により提出してください(持参による提出は不可)。2025 年 12 月 26 日(木)午後 5 時までの消印があるものを有効とします。併せて必ず受付

期間中に電子メール(unei-ticket@expo2025.or.jp)で応募書類のデータを送信してください。

⑥ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出してください。なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除してください。

【仕様書開示に必要な書類】

秘密保持誓約書兼仕様書提供申込書(様式1)※提出した者に限り、仕様書を開示する。

・提供申込期間:2024年12月10日(火)~2024年12月17日(火)午後5時まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで

・提出方法:提供申込期間中に電子メール(送付先:unei-ticket@expo2025.or.jp)で申込書(写し)を提出してください。受領後、当協会から電子メールにより順次開示します。

なお、原本は公募期間中に郵送してください。

郵送先:公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 広報・プロモーション局 入場券部

入場券企画課 富依、増永 宛

住 所:大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎47階

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる開示申請は受け付けません。

【応募時に必要な書類】

① 応募申込書(様式2:原本1部)

② 企画提案書

(ア)企画提案書(様式自由 A4用紙15ページ以内:原本1部、副本10部、副本の電子媒体)

(イ)積算内訳表(様式3:原本1部、副本10部)

③ 事業実績申告書(様式4:原本1部、副本10部)

※公募参加資格(1)の履行実績を記載してください。

④ 共同企業体で参加の場合

(ア)共同企業体届出書(様式5:原本1部)

(イ)共同企業体協定書(写し)(様式6:原本1部)

⑤ 持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式7:原本1部)

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類(契約候補者のみ提出いただきます)】

①定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

②法人登記簿謄本(1部)(発行日から3カ月以内のもの)

③納税証明書(各1部)(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)

(ア)本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税(全税目)の納税証明書

(イ)税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

④ 財務諸表の写し(1部:最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)

(ア)貸借対照表

(イ)損益計算書

(ウ)株主資本等変動計算書

- ⑤ 使用印鑑届(様式 8: 原本 1 部)
- ⑥ 持続可能性の確保に向けた誓約書(様式 9: 原本 1 部)
- ⑦ 誓約書(様式 10: 原本 1 部)
- ⑧ 暴力団排除条例に基づく誓約書(様式 12: 原本 1 部)
- (3) 応募書類の返却
応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。
なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
 - ① 応募は 1 者 1 提案としてください(共同企業体構成員として参加する場合を含みます)。
 - ② 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ 1 セットずつ A4 ファイルに綴って提出してください。
応募書類は電子媒体に格納した PDF ファイル(企画提案書は副本のみ)でも提出してください。
 - ③ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
記入例>「2025 年日本国際博覧会 OOH 等による入場チケット広報・プロモーション業務(2025 年度)」
提案書 株式会社〇〇(法人名)
 - ④ 書類提出後の差し替えは認めません(協会が補正等を求める場合を除きます)。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載をした企業・団体は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

実施しません。

6 質問の受付

- (1) 受付期間
公募開始日から 2024 年 12 月 19 日(木)午後 3 時まで
- (2) 提出方法
電子メール(unei-ticket@expo2025.or.jp)で受け付けます。
※「件名」の始めに【質問】OOH 等による入場チケット広報・プロモーション業務(2025 年度)」と明記し、質問内容を「質問票」(様式 11)に記載して添付してください。
※口頭、持参、電話、FAX による問い合わせは受け付けません。
 - ① 電子メール送信後、必ず電話で受信の確認を行ってください。
(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。午前 10 時から午後 5 時まで)
 - ② 質問への回答は、原則、全回答(他者の質問分を含む。)を全事業者へのメール送信により行います。
ただし、質問内容によっては個別に回答を行う場合があります。

7 審査の方法

- (1) 審査方法
 - ① (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。
 - ② 審査は、書類審査により行います。

- ③ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点未満の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- ④ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審 査 項 目	審 査 内 容	配 点
集客施設での OOH 等展開	・集客施設での OOH 等(デジタルサイネージ、ポスター)によるプロモーションが効果的に展開されるか ・開幕期(4 月、5 月)での東名阪地域での OOH 等(デジタルサイネージ、ポスター)による露出によって大阪・関西万博の開幕を印象付けられる優良媒体の選定や展開における工夫がされているか ・提案内容に実現性・具体性があるか。	60 点
ノベルティ	・SDG'sの理解、配慮がノベルティに反映されているか。 ・万博の世界観(テーマやコンセプト)を意識した企画となっているか。 ・提案内容に実現性・具体性があるか。	10 点
価格点	・価格点の算定式 満点(30 点)× 提案価格のうち最低価格/ 自社の提案価格	30 点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025 年日本国際博覧会 OOH 等による入場チケット広報・プロモーション業務(2025 年度)公募について】において公表します。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

- ① 最優秀提案事業者(名称(共同企業体の場合は、加えてその代表構成員名)・評価点・提案金額)
- ② 全提案事業者の名称(共同企業体の場合は、加えてその代表構成員名) ※50 音順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順(応募者が 2 者であった場合の次点者の得点は公表しない。)
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参

加停止等の措置を講じることとします。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結します。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進しています。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内します。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議していただき、この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出してください。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しません。
- (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書(様式9)を提出すること。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがあります。
- (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません(現金に代えて納付される証券を含みます。)
- (9) 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
 - ① 契約候補者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約候補者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③ 契約候補者が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ④ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑥ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
 - ⑦ 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- ⑧ 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき

9. 持続可能性の確保

- (1) 採用者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い 持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢 が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 採用者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf)
- (3) 採用者は、協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 採用者は、協会が採用者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、採用者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5) 協会が採用者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、採用者は、改善 に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

10 その他

- (1) 応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等を遵守すること。